

賃貸借契約約款 新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;"><u>賃貸借契約書</u></p> <p><u>宇和島市を甲とし、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇を乙として、甲乙両当事者は、次の条項によって〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の賃貸借契約を締結する。</u></p> <p>（総則） 第1条 <u>乙が甲の使用に供する物件の賃貸借及び保守については、この契約の定めるところによる。</u></p> <p>_____ _____。 _____ _____ _____ _____</p> <p>※ <u>現行第7条</u> <u>2 乙は、前項の立ち入りに際して知得した甲の業務上の秘密を他____に漏らしてはならない。</u></p> <p>_____ _____ _____ _____ _____ _____ _____</p> <p><u>（賃貸借物件）</u> 第2条 <u>賃貸借物件は、次のとおりとする。</u></p>	<p style="text-align: center;">_____</p> <p>_____</p> <p>（総則） 第1条 <u>発注者及び受注者は、この約款（契約書を含む。以下同じ。）に基づき、仕様書等（別添の仕様書、図面及び質疑応答書等をいう。以下同じ。）に従い、日本国の法令を遵守し、この契約（この約款及び仕様書等を内容とする賃貸借契約をいう。以下同じ。）を履行しなければならない。</u></p> <p><u>2 受注者は、契約書記載の賃貸借物件（以下「物件」という。）を契約書記載の賃貸借期間（以下「賃貸借期間」という。）に賃貸するものとし、発注者は、その賃貸借料を支払うものとする。</u></p> <p><u>3 受注者は、この約款若しくは仕様書等に特別の定めがある場合又は発注者と受注者との協議がある場合を除き、納入、設置及び撤去方法その他物件を賃貸借するために必要な一切の手段をその責任において定めるものとする。</u></p> <p><u>4 受注者は、この契約の履行に関して知り得た_____秘密を他人に漏らしてはならない。</u></p> <p><u>5 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる言語は、日本語とする。</u></p> <p><u>6 この約款に定める金銭の支払いに用いる通貨は、日本円とする。</u></p> <p><u>7 この契約の履行に関して発注者と受注者との間で用いる計量単位は、仕様書等に特別の定めがある場合を除き、計量法（平成4年法律第51号）に定めるものとする。</u></p> <p><u>8 この約款及び仕様書等における期間の定めについては、民法（明治29年法律第89号）及び商法（明治32年法律第48号）の定めるところによるものとする。</u></p> <p><u>9 この契約は、日本国の法令に準拠するものとする。</u></p> <p><u>10 この契約に係る訴訟の提起又は調停の申立てについては、日本国の裁判所をもって合意による専属的管轄裁判所とする。</u></p> <p>_____</p>

現行	改正後（案）
<p align="center">○○○○ 1式</p> <p>(物件の設置場所及び賃貸借期間)</p> <p>第3条 物件の設置場所及び賃貸借期間は、次のとおりとする。</p> <p>(1) 設置場所</p> <p>(2) 賃貸借期間 年 月 日から 年 月 日まで</p> <p>(賃貸借料)</p> <p>第4条 賃貸借物件の賃貸借料は、月額¥ 円とする。 (うち取引に係る消費税及び地方消費税の額¥ 円)</p> <p>※ 現行第4条第2項は改正後第39条第6項へ</p> <p>(契約保証金)</p> <p>第15条 契約保証金は、免除する。</p>	 <p align="center">(指示等及び協議の書面主義)</p> <p>第2条 この約款に定める指示、催告、請求、通知、報告、承諾及び解除（以下「指示等」という。）は、書面により行わなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、緊急やむを得ない事情がある場合には、発注者及び受注者は、前項に規定する指示等を口頭で行うことができる。この場合において、発注者及び受注者は、既に行った指示等を書面に記載し、7日以内にこれを相手方に交付するものとする。</p> <p>3 前2項の規定にかかわらず、指示等の内容が軽微なものについては、口頭で行うことができる。</p> <p>4 発注者及び受注者は、この約款の他の条項の規定に基づき協議を行うときは、当該協議の内容を書面に記録するものとする。</p> <p align="center">(契約の保証)</p> <p>第3条 受注者は、この契約の締結と同時に、次の各号のいずれかに掲げる保証を付さなければならない。ただし、第4号の場合においては、履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を発注者に寄託しなければならない。</p> <p>(1) 契約保証金の納付</p> <p>(2) 契約保証金に代わる担保となる有価証券等の提供</p> <p>(3) この契約による債務の不履行により生ずる損害金の支払いを保証する銀行、発注者が確実と認める金融機関の保証</p> <p>(4) この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約の締結</p> <p>2 前項の保証に係る契約保証金の額、保証金額又は保険金額（第5項において「保証の額」という。）は、賃貸借料の10分の1以上としなければならない。</p> <p>3 受注者が第1項第3号から第4号までのいずれかに掲げる保証を付す場合</p>

現行	改正後（案）
	<p><u>3 受注者は、物件の納入をしようとするときは、その期日を前もって発注者に通知しなければならない。</u></p> <p><u>4 発注者は、納入に先立ち、又は納入に際して、必要があるときは、発注者の職員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。</u></p> <p><u>5 物件の納入に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りでない。</u> <u>（受注者の請求による使用開始日等の延期）</u></p> <p>第10条 <u>受注者は、天災その他受注者の責めに帰すことができない事由により使用開始日（仕様書等に納入期限の定めがあるときは当該期限の日とし、以下「使用開始日等」という。）までに納入を完了することができないときは、その理由を明示した書面により発注者に使用開始日等の延期変更を請求することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の規定による請求があった場合において、必要があると認められるときは、使用開始日等を延期しなければならない。発注者は、その使用開始日等の延期が発注者の責めに帰すべき事由による場合においては、賃貸借料について必要と認められる変更を行い、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</u> <u>（発注者の請求による賃貸借期間の短縮等）</u></p> <p>第11条 <u>発注者は、特別の理由により賃貸借期間を短縮する必要があるときは、賃貸借期間の短縮変更を受注者に請求することができる。</u></p> <p><u>2 発注者は、前項の場合において、必要があると認められるときは、賃貸借料を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは、必要な費用を負担しなければならない。</u> <u>（賃貸借期間の変更方法）</u></p> <p>第12条 <u>賃貸借期間の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。ただし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</u></p> <p><u>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が賃貸借期間の変更事由が生じた日（第10条の場合にあつては発注者が使用開始日等の変更の請求を受けた日とする。）から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</u> <u>（賃貸借料の変更方法等）</u></p> <p>第13条 <u>賃貸借料の変更については、発注者と受注者とが協議して定める。た</u></p>

現行	改正後（案）
	<p>だし、協議開始の日から14日以内に協議が整わない場合には、発注者が定め、受注者に通知する。</p> <p>2 前項の協議開始の日については、発注者が受注者の意見を聴いて定め、受注者に通知するものとする。ただし、発注者が賃貸借料の変更事由が生じた日から7日以内に協議開始の日を通知しない場合には、受注者は、協議開始の日を定め、発注者に通知することができる。</p> <p>3 この約款の規定により、受注者が増加費用を必要とした場合又は損害を受けた場合に発注者が負担する必要な費用の額については、発注者と受注者とが協議して定める。</p> <p>（一般的損害等）</p> <p>第14条 物件の引渡し前に、物件に生じた損害その他この契約を履行するにつき生じた損害（第三者に及ぼした損害を含む。）については、受注者がその費用を負担する。ただし、その損害（保険その他により補填された部分を除く。）のうち発注者の責めに帰すべき事由により生じたものについては、発注者が負担する。</p> <p>（検査及び引渡し）</p> <p>第15条 発注者は、物件の納入を受けたときは、納入を受けた日から10日以内に受注者の立会いの下、仕様書等に定めるところにより、納入の完了を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、必要があると認められるときは、発注者は、その理由を受注者に通知して、物件を最小限度破壊又は分解若しくは試験して検査することができる。</p> <p>2 物件の引渡しは、前項の検査に合格した時に完了するものとする。</p> <p>3 受注者は、第1項の検査に立ち会わなかった場合は、当該検査の結果について異議を申し立てることができない。</p> <p>4 第1項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> <p>5 受注者は、物件が第1項の検査に合格しないときは、直ちに当該物件の修補、代品との取り替え又は不足分の引渡し（以下「修補等」という。）をして発注者の検査を受けなければならない。この場合において、修補等の完了を納入の完了とみなして前各項の規定を読み替えて準用する。</p> <p>（損害保険）</p> <p>第16条 受注者は、仕様書等に定めがある場合は、仕様書等に記載された内容の保険契約を、受注者の負担により、受注者の選定する損害保険会社と締結し、この契約の存続期間中これを更新しなければならない。</p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>た部分を除く。）は、発注者が負担するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるとき、又は受注者が原状に回復しないことについて承認したときは、この限りでない。</p> <p><u>2 物件の一部又は全部が滅失し、この契約の履行が不可能となった場合は、前項による損害金の支払完了と同時にこの契約は終了する。</u></p> <p><u>（契約不適合責任）</u></p> <p>第27条 発注者は、納入された物件が種類又は品質に関して契約の内容に適合しないもの（以下「契約不適合」という。）であるときは、受注者に対し、物件の修補等による履行の追完を請求することができる。</p> <p><u>2 前項の場合において、受注者は、発注者に不相当な負担を課するものではないときは、発注者が請求した方法と異なる方法による履行の追完をすることができる。</u></p> <p><u>3 第1項の場合において、発注者が相当の期間を定めて履行の追完の催告をし、その期間内に履行の追完がないときは、発注者は、その不適合の程度に応じて代金の減額を請求することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、催告をすることなく、直ちに代金の減額を請求することができる。</u></p> <p><u>（1）履行の追完が不能であるとき。</u></p> <p><u>（2）受注者が履行の追完を拒絶する意思を明確に表示したとき。</u></p> <p><u>（3）物件の性質又は当事者の意思表示により、特定の日時又は一定の期間内に履行しなければ契約をした目的を達することができない場合において、受注者が履行の追完をしないでその時期を経過したとき。</u></p> <p><u>（4）前3号に掲げる場合のほか、発注者がこの項の規定による催告をしても履行の追完を受ける見込みがないことが明らかであるとき。</u></p> <p><u>4 前3項の規定は、受注者が物件の売主に対して有する契約不適合に係る請求等を行う権利を発注者に譲渡する手続をとるなどにより、発注者が売主に直接請求することに協力したときは、適用しない。</u></p>
<p>（物件の返還）</p> <p>第14条 甲 _____ は、賃貸借期間の満了又は契約の解除によって物件を乙に返還する場合には、物件を原状に _____ 復して返還するものとする。 _____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>（物件の返還等）</p> <p>第28条 発注者は、この契約が終了したときは、 _____ 物件を原状に回復して返還するものとする。ただし、通常の損耗及び消耗によるもの、及び受注者が原状に回復しないことについて承認したものについては、現状のままで返還できるものとする。</p> <p><u>2 物件の撤去及び返還に要する費用は、受注者の負担とする。ただし、仕様書等に特別の定めがある場合は、この限りでない。</u></p> <p><u>3 発注者は、物件の撤去及び返還に際して、必要があるときは、発注者の職</u></p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>(その他の甲の 解除権)</p> <p><u>第10条</u> 甲 は、 引渡しが完了するまでの間は、 <u>第8条第1項及び前条第1項</u>の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 _____前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。</p> <p>(甲 の 解除権)</p> <p><u>第8条</u> 甲 は、乙 が次の各号のいずれかに該当するときは、 _____ 契約を解除することができる。</p> <p>_____</p> <p>(1) その責めに帰すべき事由により、期限内に契約を履行しないとき又は履行の見込 _____がないと認められるとき。</p> <p>(2) 正当の理由がなく職員の指示に従わないとき又は職務の執行を妨害したとき。</p> <p>_____</p> <p>(3) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反し、その違反によりこの契約の目的を達成することができないと認められるとき。</p> <p>※ 現行第8条第1項第4号は改正後第32条第1項第9号へ、同条第2項及び第3項は改正後第38条へ</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p>員をして立会い、指示その他の方法により、受注者の履行状況を監督させることができる。</p> <p>4 受注者の責めに帰すべき理由により物件の撤去が遅滞した場合は、発注者は物件を撤去し、撤去及び保管に要した費用を受注者に請求することができる。</p> <p>(賃貸借期間終了後の賃貸又は売渡し)</p> <p><u>第29条</u> 発注者は、賃貸借期間終了時に、受注者に物件の賃貸の継続又は売渡しを請求することができる。</p> <p>(発注者の任意解除権)</p> <p><u>第30条</u> 発注者は、物件の引渡し完了までの間は、次条又は第32条 _____の規定によるほか、必要があるときは、この契約を解除することができる。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。</p> <p>(発注者の催告による解除権)</p> <p><u>第31条</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは<u>相当の期間</u>を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <p>(1) 使用開始日等まで _____に物件を納入しないとき又は使用開始日等経過後<u>相当の期間内に物件を納入する見込みがない</u>と認められるとき。</p> <p>(2) 正当な理由なく、<u>第27条第1項の履行の追完がなされない</u>とき。</p> <p>_____</p> <p>(3) <u>引き渡された物件の契約不適合によって、契約をした目的を達することができない</u>とき。</p> <p>(4) 前各号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。</p> <p>_____</p> <p>(発注者の催告によらない解除権)</p> <p><u>第32条</u> 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p>

現行	改正後（案）
<p>られるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>あたり</u>、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ <u>乙</u> が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、<u>甲</u> が<u>乙</u> に対して当該契約の解除を求め、<u>乙</u> がこれに従わなかったとき。</p> <p>※ 現行第8条第2項及び第3項は改正後第38条へ</p> <p><u>(談合等不正行為に係る甲の解除権)</u></p> <p>第9条 <u>甲</u> は、<u>乙</u>（<u>第3号及び第4号</u>にあつては、<u>乙</u> が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の<u>各号の</u>いずれかに該当したときは、<u>この契約を解除することができる</u>。</p> <p><u>(1)</u> 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p><u>(2)</u> 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。</p> <p><u>(3)</u> 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。</p> <p><u>(4)</u> 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員</p>	<p>られるとき。</p> <p>ウ 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしたと認められるとき。</p> <p>エ 役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。</p> <p>オ 役員等が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。</p> <p>カ 再委託契約その他の契約に<u>当たり</u>、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。</p> <p>キ <u>受注者</u> が、アからオまでのいずれかに該当する者を再委託契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）に、<u>発注者</u> が<u>受注者</u> に対して当該契約の解除を求め、<u>受注者</u> がこれに従わなかったとき。</p> <p><u>(10)</u> <u>発注者</u> は、<u>受注者</u>（<u>ウ及びエ</u> にあつては、<u>受注者</u> が法人である場合においてはその役員又は使用人、個人である場合においてはその者又は使用人を含む。）がこの契約に関して、次の<u>_____</u> いずれかに該当したとき<u>_____</u>。</p> <p><u>ア</u> 公正取引委員会から私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条に規定する排除措置命令（以下「排除措置命令」という。）を受け、当該排除措置命令が確定したとき。</p> <p><u>イ</u> 公正取引委員会から独占禁止法第62条第1項に規定する納付命令（以下「納付命令」という。）を受け、当該納付命令が確定したとき。</p> <p><u>ウ</u> 刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条（独占禁止法第89条第1項に規定する違反行為をした場合に限る。）の罪を犯したことにより、有罪判決が確定したとき。</p> <p><u>エ</u> 刑法第197条から第197条の4までに規定する賄賂を発注者の職員</p>

現行	改正後（案）
<p>(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)</p> <p><u>2 前条第2項及び第3項の規定は、前項の規定によりこの契約を解除した場合について準用する。</u></p> <hr/> <hr/> <hr/> <p><u>(乙の解除権)</u></p> <p><u>第11条 乙</u>は、<u>甲</u>がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、この契約を解除することができる。</p> <hr/> <p>※ 現行第11条第2項は改正後第39条第1項へ</p> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>(一般職及び特別職に属する職員をいう。以下この号において同じ。)、職員になろうとする者又は職員であった者に供与し、又はその約束をしたとき(これらの者に対して有罪判決が確定したときに限る。)</p> <hr/> <hr/> <p><u>(発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p><u>第33条</u> 第31条各号又は前条各号に定める場合が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p><u>(受注者の催告による解除権)</u></p> <p><u>第34条</u> 受注者は、発注者がこの契約に違反したときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときは、この契約を解除することができる。ただし、その期間を経過した時における債務の不履行がこの契約及び取引上の社会通念に照らして軽微であるときは、この限りでない。</p> <hr/> <hr/> <p><u>(受注者の催告によらない解除権)</u></p> <p><u>第35条</u> 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにこの契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第8条の規定により仕様書等を変更したため賃貸借料の総額が3分の2以上減少したとき。</p> <p>(2) 第8条の規定による物件の納入の中止期間が賃貸借期間の10分の5(賃貸借期間の10分の5が6月を超えるときは、6月)を超えたとき。</p> <p>(3) 発注者が契約に違反し、その違反により契約の履行が不可能となったとき。</p> <p><u>(受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限)</u></p> <p><u>第36条</u> 第34条又は前条に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は、前2条の規定による契約の解除をすることができない。</p> <p><u>(解除に伴う措置)</u></p> <p><u>第37条</u> 発注者は、この契約が解除された場合において、受注者が既に履行を完了した部分(以下「既履行部分」という。)があるときは、当該既履行部分に相應する賃貸借料を受注者に支払わなければならない。</p> <p><u>2 前項の場合における物件の返還については、第28条の規定を準用する。</u></p>

現行	改正後（案）
<p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※ <u>現行第8条</u></p> <p><u>3 前項</u>の場合 _____において、_____ 契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、<u>甲</u>は、当該契約保証金又は担保をもって _____ 違約金に充当することができる。</p> <p>※ <u>現行第11条</u></p> <p><u>2</u> 前項の規定によりこの契約が解除された場合において、甲は、乙に及ぼした損害を賠償しなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>※ <u>現行第4条</u></p> <p><u>3</u> 甲が正当な理由がなく、前項に規定する期間内に賃貸借料を支払わないときは、甲は _____ 遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における<u>政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項</u> _____ に基づく<u>年率</u>で _____ 計算した _____ 遅延利息を乙に支払わなければならない。</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p> <p>_____</p>	<p><u>防止等に関する法律（昭和24年法律第256号。以下「遅延防止法」という。）第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額とする。</u></p> <p><u>6</u> 前項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>7</u> 第2項の場合（第32条第7号、第9号及び第10号の規定により、この契約が解除された場合を除く。）において、<u>第3条の規定により</u>契約保証金の納付又はこれに代わる担保の提供が行われているときは、<u>発注者</u>は、当該契約保証金又は担保をもって<u>同項</u>の違約金に充当することができる。</p> <p><u>（受注者の損害賠償請求等）</u></p> <p><u>第39条</u> 受注者は、発注者が次の各号のいずれかに該当する場合はこれによって生じた損害の賠償を請求することができる。ただし、当該各号に定める場合がこの契約及び取引上の社会通念に照らして発注者の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。</p> <p><u>(1) 第34条又は第35条の規定によりこの契約が解除されたとき。</u></p> <p><u>(2) 前号に掲げる場合のほか、債務の本旨に従った履行をしないとき又は債務の履行が不能であるとき。</u></p> <p><u>2</u> 第24条第2項の規定による賃貸借料の支払いが遅れた場合においては、<u>受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、同項の支払期限の翌日時点における遅延防止法</u> _____ <u>第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額の遅延利息の支払いを</u>発注者に請求することができる。</p> <p><u>3</u> 前項に規定する遅延利息は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。</p> <p><u>（契約不適合責任期間等）</u></p> <p><u>第40条</u> 発注者は、引き渡された物件に関し、<u>第15条第2項の規定による引渡し（以下この条において単に「引渡し」という。）を受けた日から1年以内でなければ、契約不適合を理由とした履行の追完の請求、損害賠償の請求、</u></p>

現行	改正後（案）
<p>不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、<u>甲</u> が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定は、<u>甲</u> に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、<u>甲</u> がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第13条 <u>乙</u> がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を<u>甲</u> の指定する期間内に支払わないときは、<u>甲</u> は、その支払わない額に<u>甲</u> の指定する期間を経過した日から<u>貸借料</u> 支払いの日まで<u>年5パーセントの割合で計算して得た額の利息を付した</u> <u>額</u>と、<u>甲</u> の支払うべき<u>契約金額</u>とを相殺し、なお不足があるときは、<u>追徴する</u>。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、<u>甲</u> は、<u>乙</u> から遅延日数に<u>つき年5パーセントの割合で計算して得た</u> <u>額</u>の延滞金を徴収する。</p> <hr/> <p>(その他)</p> <p>第16条 <u>この契約の履行に関し疑義を生じた場合又はこの契約</u> <u>に定めのない事項については、必要に応じて甲乙</u> <u>協議して定める。</u></p> <p><u>上記契約の証として、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有するものとする。</u></p> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>甲</u> 宇和島市曙町1番地 宇和島市 宇和島市長</p> <p><u>乙</u></p>	<p>不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に規定する不当廉売に該当するとき。</p> <p>(2) 前号に掲げる場合のほか、<u>発注者</u> が特に必要と認めるとき。</p> <p>2 前項の規定は、<u>発注者</u> に生じた実際の損害額が同項に規定する賠償金の額を超える場合においては、<u>発注者</u> がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。</p> <p>(賠償金等の徴収)</p> <p>第42条 <u>受注者</u> がこの契約に基づく賠償金、損害金又は違約金を<u>発注者</u> の指定する期間内に支払わないときは、<u>発注者</u> は、その支払わない額に<u>発注者</u> の指定する期間を経過した日から<u>貸借料</u> 支払いの日まで<u>の日数に応じ、当該指定する期間を経過した時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額</u>と、<u>発注者</u> の支払うべき<u>貸借料</u>とを相殺し、なお不足があるときは、<u>追徴する</u>。</p> <p>2 前項の追徴をする場合には、<u>発注者</u> は、<u>受注者</u> から遅延日数に<u>応じ、前項の相殺をした日の翌日時点における遅延防止法第8条第1項の規定に基づく遅延利息の率を乗じて計算した額</u>の延滞金を徴収する。</p> <p>3 <u>前2項に規定する遅延利息の率を乗じて計算した額は、その額が100円未満であるときはこれを徴収しないものとし、その額に100円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。</u></p> <p>(契約外の事項)</p> <p>第43条 <u>この契約に定めのない事項については宇和島市契約規則（平成17年規則第56号）によるものとし、同規則に定めのない事項については、必要に応じて発注者と受注者とが協議して定める。</u></p> <hr/> <p style="text-align: right;">年 月 日</p> <p><u>甲</u></p> <p><u>乙</u></p>